

## ○弘前大学附属図書館利用者アンケート実施要項

(令和7年3月6日制定)

### 第1 趣旨

この要項は、国立大学法人弘前大学内部質保証に関する自己点検・評価規程（令和6年規程第36号）第7条に規定するステークホルダーからの意見聴取のため、弘前大学附属図書館（以下「図書館」という。）が実施する弘前大学附属図書館利用者アンケート（以下「アンケート」という。）に関し、必要な事項を定める。

### 第2 実施方法等

- 1 アンケートは、図書館利用者を対象に、毎年1回、11月頃実施する。
- 2 アンケートの調査対象者は、図書館を利用する学生及び教職員とする。
- 3 調査方法は web を用い、館内設備やサービスに関する利用状況や満足度、要望等の把握を目的として行う。
- 4 調査結果は図書館で分析し、図書館運営及びサービス改善のため活用することとする。また、分析結果は図書館ホームページ上で公表する。

### 第3 その他

この要項に定めるもののほか、アンケートの実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、令和7年3月6日から実施する。